

姫 監 公 表 第 4 号

令和 6年 3月18日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市民局（前期）定期監査結果報告書
- 2 健康福祉局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書

令和5年度 健康福祉局（前期）定期監査（行政監査を含む。）及び
関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び
行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

健康福祉局

長寿社会支援部 高齢者支援課、地域包括支援課、介護保険課

保健医療部 国民健康保険課、後期高齢者医療保険課

出先機関 国民健康保険家島診療所

イ 指定管理者監査

(ア) 株式会社エヌ・エス・アイ（夢前福祉センター）

(イ) 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団（ふれあいの郷養護老人ホーム）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リ
スク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、
そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法
令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われている
かなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理され
ているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、
関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和5年10月16日から同年12月25日

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和5年10月20日から同年12月25日

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 収入関係事務

- (ア) ふれあいの郷養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務（高齢者支援課）
- (イ) その他の養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務（高齢者支援課）
- (ウ) 在宅高齢者介護手当返還金収入関係事務（高齢者支援課）
- (エ) 第一号被保険者保険料収入関係事務（介護保険課）
- (オ) 国民健康保険料収入関係事務（国民健康保険課）
- (カ) 保険給付費返還等収入関係事務（国民健康保険課）
- (キ) 後期高齢者医療保険料収入関係事務（後期高齢者医療保険課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。早期徴収に努められたい。

イ 支出関係事務（地域包括支援課）

住宅医療・介護連携に係る研修等業務委託及び成年後見委託業務に係る契約書において、契約日の記載に誤りがあった。契約日は、その契約に法的効力が発生する日であるから、適正に設定されたい。

ウ 指定管理協定関係事務（高齢者支援課）

夢前福祉センターの指定管理者が当該施設の管理業務を第三者に委託することについては、仕様書で定める業務について可能であると基本協定書に規定されているが、委託できる業務を仕様書に一切定めずに、指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託していた。

また、使用料の払込遅延や自主事業実施報告書の内容不備、備品台帳と現物の不一致など、指定管理業務が適切に行われているとは言えない実態が見受けられた。

施設の所管課として、施設の管理運営に係る関係規程の内容を正確に理解するとともに、仕様書の内容を見直し、使用料の払込状況の適切な把握と月例又は随時の報告物の内容確認に努め、指定管理者に対し、関係規程、基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正に業務を遂行するよう指導されたい。

(2) 指定管理者監査

ア 株式会社エヌ・エス・アイ（夢前福祉センター）

監査の結果、次に指摘する事項を除き、良好に処理されているものと認めた。

(ア) 契約関係事務

指定管理者業務仕様書に、第三者に委託できる業務が一切定められていないにもかかわらず、施設の管理業務の一部を第三者に委託していた。

基本協定書及び仕様書の規定に基づき、適正に管理業務を実施されたい。

(イ) 施設管理事務

① 施設使用料の収納事務について、使用料を領収した日の翌日までに金融機関に払い込むことと仕様書に規定しているが、払込が遅延しているものがあつた。

② 施設に設置された備品について、既に廃棄されているにもかかわらず、市への連絡を怠っているために、備品台帳と現物が一致していなかつた。

基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正な施設の管理運営に努められたい。

イ 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団（ふれあいの郷養護老人ホーム）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。